第５　経営の強化に伴う労務に関する事項
第６　業務実施金融機関における収益の見通し
第７　剰余金の処分の方針（経営強化計画を提出する労働金庫等が法附則第27条第１項の申込みをする場合に限る。）
第８　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する労働金庫等が法附則第27条第１項の申込みをする場合に限る。）
（記載上の注意）
１．一般的事項
⑴　以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
⑵　経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど可能な範囲内で記載事項の充実に努めること。
２．提出者
⑴　提出者の欄においては、経営強化計画を提出する労働金庫等の代表者の役職及び氏名を記載すること。
⑵　経営強化計画を連名で提出する金融機関等があるときは、提出者の欄を適宜補正した上で、当該金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載すること。
３．経営強化計画の実施期間
⑴　経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。
⑵　経営強化計画の始期は金融組織再編成を実施する日の属する事業年度の開始の日（組織再編成金融機関等が銀行等であり、かつ、当該金融組織再編成を実施する日が10月１日から翌年３月31日までの間である場合にあっては、10月１日）とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。
⑶　経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から５年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。
４．金融組織再編成の内容及び実施時期
経営強化計画を提出する労働金庫等が金融組織再編成の当事者の一部であるときは、その旨及び他の当事者である金融機関等の商号又は名称を併せて記載すること。
５．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策
⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。
⑵　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」及び「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。
⑶　「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」については、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。